

件名	給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の完全実施について	担当課	税務課
<p><b>1 趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収する義務を有し、特別徴収が著しく困難である場合に限って、普通徴収への切替えが認められている。</li> <li>○ 県と市町村は、平成21年度から連携して、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収(毎月支払う給与からの天引き)が未実施である事業所に対し、直接訪問、チラシの配布等を通して、特別徴収を働きかける取組を実施してきた。 (参考)平成24年度個人住民税の特別徴収の実施率 69.2%(全国平均 72.3%)</li> <li>○ 県と市町村は、平成25年10月3日に開催された個人住民税の特別徴収完全実施に向けた担当課長会議において、給与所得者に係る個人住民税について、平成26年度から、<b>原則として、理由のない普通徴収を認めない(特別徴収の完全実施)</b>とすることを確認した。</li> <li>○ 今後、各市町村は、次の取組について計画的な推進を図ることとした。</li> </ul> <p><b>2 平成26年度以降の取扱い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで、「特別徴収が著しく困難である場合(普通徴収への切替えが認められる理由)」の運用については、各市町村の判断に委ねられていた。</li> <li>○ 今般、事業者にとっての納税しやすさを考慮し、市町村間での運用の統一を図ることとし、<b>県内の全市町村が、「普通徴収への切替えが認められる理由」を、次の6項目に限ることとした。</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従業員数が2名以下である</li> <li>② 他の事業所において、主たる給与の支払を受けている</li> <li>③ 毎月の給与が少なく税額が引けない</li> <li>④ 給与の支払時期が不定期である</li> <li>⑤ 事業専従者</li> <li>⑥ 退職者又はその年の5月末日までの退職予定者</li> </ol> </li> <li>○ 事業所は、給与支払報告書を提出する際(毎年1月末日が提出期限)、上記6項目に該当する場合は、各項目ごとにその人数を記載した「普通徴収への切替理由書」を添付することとする。</li> <li>○ 市町村は、「普通徴収への切替理由書」に記載がある場合についてのみ、普通徴収を認める。</li> <li>○ 「普通徴収への切替理由書」に記載がない場合等は、事業所の意向にかかわらず、市町村の判断で特別徴収の指定(税額確定通知の送付)を行う。</li> </ul> <p><b>3 今後の具体的な取組</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別徴収が未実施である事業所、税理士及び関係団体への説明</li> <li>(2) 年末調整説明会等での周知</li> <li>(3) 切替理由書(用紙)の事業所への送付</li> <li>(4) 指定予告通知書の送付</li> <li>(5) 給与支払報告書及び切替理由書の受領</li> <li>(6) 切替理由に該当しない事業所について特別徴収の指定</li> </ol>			
問い合わせ先	税務課企画担当 TEL 055-223-1386(直通) or 県庁内線2202		